

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和5年11月15日（水） 午後2時00分開会
午後4時30分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
37	令和5年度一般会計補正予算第7号原案承認の件	承認
38	令和6年度予算要求（政策経費）原案承認の件	承認
39	摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター指定管理者指定の原案承認の件	承認
40	鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定の件	承認
41	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認

報告事項

番号	件名
1	令和6年度予算要求（政策経費）原案について
2	摂津市立第1児童センター及び摂津市立児童発達支援センター指定管理者指定の原案について
3	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
4	令和5年度10月までの問題行動等報告について
5	令和5年度10月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
6	各課事業日程報告について

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 坂井知子 藤村裕爾</p>	<p>教育総務部長 教育政策課長 教育総務部副理事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教育支援課長 生涯学習課長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 生涯学習課長代理 教育政策課長代理 教育政策課副参事 教育政策課総務係長 教育政策課副主査 教育政策課係員</p>	<p>安田信吾 松田紀子 河平浩一 松本拓三 田中大介 武田進介 千葉郁子 羽田行伸 濱岡 徹 西川麻野 藤原崇裕 井上 智之 星野 佑太 藪田江里佳 末永 侑希</p>	<p>次世代育成部長 子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 こども教育課参事 子育て支援課長代理 こども教育課課長代理 出産育児課統括主査</p>	<p>大橋徹之 飯野祐介 古賀順也 湯原正治 中川資子 佐野嘉宏 上地宏到 門永康一</p>
---	--	--	---	---	--

教育長

ただいまから、令和5年第11回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は藤村委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が5件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第37号、議案第38号及び報告事項(1)につきましては、会議を公開することで公正な審議が著しく阻害される恐れがあるため、議案第41号及び報告事項(5)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、まず議案第39号から報告事項(6)まで進み、暫時休憩を取ります。その後、秘密会を宣言し、議案第37号、議案第38号、報告事項(1)、報告事項(5)、議案第41号の順に進みますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

まず議案第39号「摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター指定管理者指定の原案承認の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第39号「摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター指定管理者指定の原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

現在の指定管理者から変更になるのでしょうか。

生涯学習課長

現在の指定管理者からナカバヤシ株式会社へ変更になる予定でございます。

教育長 今回の指定管理者候補決定に至るまでの経緯を教えてください。
また、指定管理者の変更に伴って、運用が変更になる点がありますか。

生涯学習課長 まず、選定の経緯についてですが、公募にて募集したところナカバヤシ株式会社を含む2社から応募がございました。指定管理者検討幹事会及び指定管理者選定委員会にて調査審議したところ、ナカバヤシ株式会社を第1候補者として決定したものでございます。運用面の大きな変更はございませんが、ぬいぐるみのお泊まり会など現在好評頂いている点は引き継ぎながら、図書館専用ホームページを新たに作成するとともに公共施設での読み聞かせなど、子ども読書活動推進計画をふまえた新たなイベントの実施等を考えております。

大矢委員 現在も図書館では素敵なイベントが多く開催されているので、指定管理者が変更になった後も継続して頂きたいと思います。
ナカバヤシ株式会社は、他自治体での市立図書館の指定管理業務の実績はありますか。

生涯学習課長 主に関東を中心として7自治体、その他学校図書館管理業務の受託実績もございます。

教育長 他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。
ご質問等が無いようですので、議案第39号「摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター指定管理者指定の原案承認の件」について原案とおりの承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしとのことですので、議案第39号「摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター指定管理者指定の原案承認の件」については承認いたします。

続きまして、議案第40号「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定の件」について教育政策課から説明をお願いします

す。

教育政策課長

議案第40号「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員

パブリックコメントを拝見し、市民の皆様が地域の子どもたちのことを考えてご意見を寄せていただいていることが伝わってきました。パブリックコメント3ページ・No.10⑥に、特色ある学校づくりについてのご意見があります。事務局は特色ある学校づくりの施策として先進的な教育の実施、地域と連携した学校運営及び小中一貫教育の推進を掲げていますが、計画の文面を見て難しく解釈されている可能性があるため、具体的にどういった教育内容を実施していくのか丁寧な説明をして、理解していただく必要があると思います。それを踏まえて計画に掲げているような特色ある学校づくりを進めることが学校を落ち着かせることに繋がるのではないのでしょうか。

教育長

第9回教育委員会定例会提出時から、資料の一部箇所を修正されたとのことですが、詳細な説明を求めます。

教育政策課長

第9回教育委員会定例会にて「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画（案）」内の14ページ②特色のある学校づくりの施策のうち、先進的な教育活動の実施について教育委員の皆様からの「先進的な教育活動は研究するだけでなく、実施すべきものである」というご意見を受けて、計画（案）段階では「研究する」という表現にしていたものを「実施する」に修正しております。

坂井委員

パブリックコメントの中でも通学の安全性を懸念される声が多かったので、スクールバス等の通学支援についても検討を進めていただきたいと思います。

教育長	<p>他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>ご質問等が無いようですので、議案第40号「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定の件」について原案とお承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案第40号「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定の件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項(2)「摂津市立第1児童センター及び摂津市立児童発達支援センター指定管理者指定の原案」について子育て支援課から説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>[摂津市立第1児童センター及び摂津市立児童発達支援センター指定管理者指定の原案について説明]</p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。現在の指定管理者から変更となるのでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>変更はございません。両施設ともに、現在の指定管理者が継続して管理業務を行う予定です。</p>
教育長	<p>他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項(3)「事業実施に伴う後援名義の使用承認」について教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]</p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それではご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項(4)「令和5年度10月までの問題行動等報告」について学校教育課から説明をお願いします。</p>

学校教育課参事 (教育指導担当)	[令和5年度10月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
坂井委員	学校がいじめの件数を教育委員会事務局に報告する際に法律上のいじめと社会通念上のいじめで報告方法が異なるのでしょうか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	社会通念上のいじめに該当する場合は文章での詳細な報告を求めています。法律上のいじめにのみ該当する場合は件数報告に留めています。
大矢委員	全てのいじめの件数が計上されているか分かりませんので一概には言えませんが、学年が上がるにつれていじめの認知件数が減少している要因の一つとして、どのような言動が相手を傷つけるのかを子どもたちが日々の学校生活で学んでいることが成果に繋がっているのではないかと思います。義務教育が終了する15歳までに子どもたちみんながお互いを思いやる力を身につけられるようになると良いと思います。
教育長	先ほど事務局から報告を受けたSNSに関連するいじめ事案について、身につけた装飾品を同級生に「似合わない」と言われ、嫌な思いをしたので法律上のいじめとして捉えることは理解できますが、これを社会通念上のいじめとしても捉えていいものなのでしょうか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	SNSに関連するいじめ事案については、学校側でもいじめの生起が見えにくいことから対応が後手に回り重篤化する傾向があると報告を受けておりますので、社会通念上のいじめとして計上しております。
大矢委員	「似合わない」という発言ひとつとっても、友達同士の会話の中で言われる場合と上下関係がある中で言われる場合とでは、社会通念上のいじめとして認識されるかどうかは変わってくると思います。

教育長

現在の法律では「嫌な思いをする＝いじめ」と定義されていますが、教育委員会定例会において取り上げられているいじめの事案を聞いていると、法律上のいじめと社会通年上のいじめの区別が曖昧になってきているように思います。今一度、基準を明確にするとともに、どのような行動がいじめとみなされるのか、保護者と児童・生徒にも基準を説明したうえで指導にあたることを再発防止に繋がると思いますので、お願いいたします。

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（6）「各課事業日程報告」について教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

〔各課事業日程報告について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。まず、議案第37号「令和5年度一般会計補正予算第7号原案承認の件」について、教育政策課から順に説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。では、本日の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。